

# 電 力 供 給 仕 様 書

## 1 概 要

- (1) 件 名 福島県福島空港電源局舎電気供給業務
- (2) 供給場所 福島県福島空港電源局舎 須賀川市狸森字竹ノ内 地内外
- (3) 対象施設
  - ・福島空港航空灯火
  - ・駐車場照明
  - ・場内管理用建物内の照明及びコンセント

## 2 仕 様

### (1) 電力供給条件

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) 6,000V(ボルト)
- ウ 計量電圧(標準電圧) 6,000V(ボルト)
- エ 標準周波数 50Hz(ヘルツ)
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備等の有無 なし
- キ 発電設備 非常用自家発電設備 250KVA(ケイブイエイ)

### (2) 契約電力及び予定使用電力量等

- ア 契約電力 194KW(キロワット)

(供給開始後の契約電力はその1月と過去11月の最大需要電力のいずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が、500KW以上となるときは、福島県福島空港事務所と契約相手方協議の上、契約電力を変更するものとする。)

- イ 予定使用電力量 年間 520,893kwh(キロワットアワー)  
内訳は(別紙1)のとおり

- ウ 通年の電力使用状況 別紙2のとおり

### (3) 現電気事業者とその契約種別

須賀川瓦斯(株) 業務用季節別時間帯別電力

### (4) 供給期間

令和8年3月1日0時から令和9年2月28日24時まで

### (5) 供給地点

供給場所における構内引込み第1柱の地中開閉器電源側接続点

### (6) 電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

供給地点同じ

### (7) 電力供給

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

### (8) 電力量の検針

訪問検針又は遠隔検針

## 3 その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。なお、入札金額の算定に当たっては、力率は85%とし、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (2) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- イ 使用電力量の単位は1キロワットアワーとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- ウ 力率の単位は1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- エ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- オ 消費税及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (3) 最大電力管理のため、パルスの供給を行うこと。
- (4) 契約期間中における年間の実績使用量が予定使用電力量に達しない場合でも料金の精算は行わず、実績使用量が予定使用電力量を超えた場合であっても、契約の単価で使用できるものとする。
- (5) 経済事情の変化等により契約単価が不適当となったときは、協議の上契約単価を変更することができる。
- (6) 供給者は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年6月22日付け法律第49号）」等に関連して、福島県福島空港事務所から有効電力量等必要なデータ提供を求められた場合には、これに応じること。
- (7) この仕様書に定めがない事項は、協議の上決定するものとする。